

大阪狭山市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、大阪狭山市空家等対策協議会（以下「対策協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 対策協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、対策協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 対策協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 対策協議会の議事は、出席委員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 対策協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長及び会長が指名する委員で組織する。

3 会長は、専門部会の事務を総理し、専門部会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 専門部会は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

(市長を代理する者)

第8条 市長が不在の場合は、市長があらかじめ指名する者が、市長の職務を代理するものとする。

(庶務)

第9条 対策協議会及び専門部会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、対策協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後、最初に行われる対策協議会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。